



# 島根県報

平成27年3月24日（火）

第2,684号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (高速道路推進課) 2

**【告 示】**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 (高齢者福祉課) 3

配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定

換地処分（2件） (農 村 整 備 課) 3

解除予定保安林 (森 林 整 備 課) 3

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出 (中 小 企 業 課) 4

土地収用法の規定による事業の認定 (用 地 対 策 課) 4

**【雑 報】**

危険物取扱者試験の実施 (消 防 総 務 課) 6

公布された条例等のあらまし

◇島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（規則第14号）

1 規則の概要

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の改正に伴う規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第14号

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成24年島根県規則第91号）の一部を次のように改正する。

別表中「サービス・エリアの予告」を「サービス・エリア、道の駅の予告」に、「116-A」を「116の2-A」に、「116-B」を「116の2-B」に、「116の2-A」を「116の3-A」に、「116の2-B」を「116の3-B」に、

「

116の2
-------

」を「

116の4
-------

」に、「116の3」を「116の5」

に、「116の4」を「116の6」に、

「

	を		を
---	---	--	---

「

	を		に改める。
---	---	--	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

## 島根県告示第225号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、法による介護支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年 3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人峻和会	松江市上乃木九丁目 1番10号	訪問看護	こころね訪問看護 ステーション	松江市東朝日町37 番地1	平成27年3月11日
医療法人峻和会	松江市上乃木九丁目 1番10号	介護予防訪問 看護	こころね訪問看護 ステーション	松江市東朝日町37 番地1	平成27年3月11日

## 島根県告示第226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成27年3月13日付けで県営土地改良事業に係る美談地区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成27年 3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県告示第227号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成27年3月16日付けで県営土地改良事業に係る能義第二地区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成27年 3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県告示第228号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年 3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
浜田市金城町波佐イ1319-59
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養かん
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**島根県告示第229号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成27年 3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 届出の概要****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ホームプラザナフコ出雲店 島根県出雲市渡橋町593番地外

**(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所**

出雲大同青果株式会社 代表取締役社長 佐々木 肇 島根県出雲市高松町570番地

**(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計**

1,300平方メートル

**(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計**

0平方メートル

**(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日**

平成27年 4月30日

**2 届出年月日**

平成27年 3月13日

**島根県告示第230号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により告示する。

平成27年 3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 起業者の名称**

雲南市

**2 事業の種類**

雲南市立病院改築事業

**3 起業地****(1) 収用の部分**

島根県雲南市大東町飯田地内

**(2) 使用の部分**

なし

**4 事業の認定をした理由****(1) 法第20条第1号の要件への適合性について**

申請に係る事業は、島根県雲南市大東町飯田地内における27,775平方メートルの土地を起業地とする「雲南市立病院改築事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、雲南市が設置する雲南市立病院（以下「市立病院」という。）を改築整備する事業であり、法第3条第24号に掲げる地方公共団体が設置する病院に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である雲南市は、既に必要な財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

市立病院は、昭和23年3月に島根県農業会雲南共存病院として開院し、設置主体の変遷を経て平成23年4月から雲南市が設置主体となり、現在の病院名称に改めて雲南医療圏における中核病院として地域の医療需要に応じている。また、市立病院は、標榜診療科目数14科、入院病床数281床を有しており、救急告示病院外15の医療機関に指定され、雲南医療圏の二次医療機関として一次医療機関及び三次医療機関との連携を進めるとともに、自治体病院として小児・周産期医療等の不採算部門を担うなど、県内医療体制における重要な役割を果たしている。

しかしながら、市立病院の主要な施設である西棟は、昭和42年7月に建築されて以降5回の大規模改修を行ってきたものの、衛生設備の腐食化、電気・機械設備の老朽化が進んでいるほか、西棟に存する一般病床203床のうち122床が医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）に規定される一般病床1床当たりの床面積基準を満たしていない状況である。また、市立病院は、島根県災害拠点病院に指定されているが、西棟及び管理棟が建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく現行の耐震基準を満たしていないため、災害発生時にも継続して医療を提供するために早期の改修等が必要となっている。さらに、病院敷地内には増改築により形成された施設が分散し、駐車場からの移動距離も長くなっていることから、医療従事者及び利用者の移動に支障を来している。

本件事業の完成により、医療法（昭和23年法律第205号）等に規定される基準を満たす新本館棟が整備され、これまで複数棟に分散されていた機能が集約されることから、医療サービス提供の効率化を図ることができる。また、駐車場整備等により利用者の移動距離が短縮化されることから、利用者の負担軽減にも寄与するものである。

なお、本件事業の施工にあたっては、防音、防塵等に努め、周辺環境への影響が最小限になるよう配慮することとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者が行った調査によると、本件事業に係る土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、現地案と移転案の2つの施工位置について検討が行われている。現地案は移転案と比較して、既存施設への影響を考慮しながらの施工となり施工期間が長くなるものの、現在の病院敷地を活用でき新たに取得を要する土地の面積が最小限に抑えられること、医師住宅等の関連施設の整備が不要であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、現地案が最も合理的であると認められる。

さらに、現地案における施行方法については、改築案（以下「申請案」という。）及び新築案の2つの案について検討が行われており、申請案は他案と比較すると、既存施設の活用により本件事業の施行に伴って排出される廃棄物の量が少ないこと、事業費が廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利

益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、現在の市立病院は、西棟の衛生設備の腐食化や電気・機械設備の老朽化が進んでいること、一般病床の半数以上が1床当たりの床面積基準を満たしていないこと、度重なる増改築により施設が分散して医療従事者及び利用者の移動に支障を来していることなどから、早期に新本館棟等の整備を図る必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

雲南市役所（健康福祉部健康福祉総務課）

## 雑

## 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成27年度第1回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

平成27年 3 月 24 日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 鈴木 良 一

1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

2 試験日時及び試験場所

(1) 試験日時

平成27年 6 月 14 日（日） 午前の試験 10時00分から（9時30分までに集合すること。）

午後の試験 13時30分から（13時00分までに集合すること。）

(2) 試験場所

松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市及び隠岐の島町

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

書面申請（願書による受験申請）と電子申請（インターネットによる受験申請）の2通りのうち、いずれかによる。

## ア 書面申請の場合

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部（願書を持参又は郵送のこと。）

## イ 電子申請の場合

一般財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス <http://www.shoubo-shiken.or.jp>

## (2) 受験願書受付期間

## ア 書面申請の場合

平成27年4月28日（火）から5月12日（火）まで（郵送の場合は、5月12日の消印有効）

## イ 電子申請の場合

平成27年4月25日（土）午前9時から5月9日（土）午後5時まで（受付期間中、24時間受け付ける。）

## (3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円

## 4 その他

## (1) 書面申請の場合

## ア 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び各地区危険物保安協会

## イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

## ウ 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

## (2) 電子申請の場合

## 問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）